

岡崎市寺野飲料水給水施設事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内山間地に位置する夏山町内の寺野集落へ飲料水を安定的に供給するために予算の範囲内において支出する岡崎市寺野飲料水給水施設事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この事業は、給水施設の維持・管理を取り扱う寺野水道組合を事業実施主体とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 給水施設の維持・運転管理に要する経費
- (2) 給水施設（水源を含む）の維持補修・整備工事に要する経費
- (3) その他、飲料水の供給のために市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に掲げる事業経費に100分の90を乗じて得た額とし、当該額が予算の額を超える場合には、予算の額を当該補助金の額とする。

（交付申請）

第5条 寺野水道組合は、補助金の交付申請に当たっては、岡崎市寺野飲料水給水施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 寺野水道組合の規約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事業変更の承認）

第7条 寺野水道組合は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめあらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 寺野水道組合は、当該事業が完了したときは、岡崎市寺野飲料水給水施設事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内（10日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 事業の実施に要した経費の支払を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、寺野水道組合に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条に規定する額の確定後、寺野水道組合からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 寺野水道組合は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第12条 寺野水道組合は、第10条の規定による補助金の概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。